第二十八条　年次報告及び二年ごとの検討

1　理事会は、その活動その他適当と認める情報に関する年次報告を公表する。

2　理事会は、二年ごとに、次の事項を検討し、及び評価する。

(a)　国際的な木材の状況

(b)　この協定の目的の達成に関連すると認められる他の要素、問題及び進展

3　2の検討は、次の事項を参考として行う。

(a)　加盟国が提供する木材の国内生産、貿易、供給、在庫、消費及び価格に関する情報

(b)　理事会が要請し、加盟国が提供するその他の統計資料及び特定の指標

(c)　加盟国が提供する自国の木材生産林の持続可能な経営に向けての進捗状況に関する情報

(d)　その他関連する情報であって、理事会が国際連合の諸機関、政府間機関、政府機関若しくは非政府機関を通じて又は直接に入手することのできるもの

(e)　熱帯木材及び非木材林産物についての違法な伐採及び収穫並びに貿易に関する取締り及び情報についての制度の確立に向けた進捗状況に関し加盟国が提供する情報

4　理事会は、次の事項に関する加盟国の間の意見の交換を促進する。

(a)　加盟国における木材生産林の持続可能な経営の状況及び関連事項

(b)　機関が定める目的、基準及び指針との関係における資金の流れ及び必要額

5　理事会は、要請に応じ、適当な情報の共有のために必要な資料を入手するための加盟国（特に開発途上加盟国）の技術的能力を高めるよう努める。この努力には、訓練及び設備に必要な資金を加盟国に提供することを含む。

6　検討の結果は、当該検討が行われた理事会の会合の報告書に記載する。

第九章　雑則

第二十九条　加盟国の一般的義務

1　加盟国は、この協定の有効期間中、この協定の目的の達成を促進し、及びこの協定の目的に反する行動をとらないようにするため、最善の努力を払い、及び協力する。

2　加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を受け入れ、及び実施することを約束するものとし、当該決定を制限する効果又は当該決定に反する効果を有することとなる措置をとることを差し控える。

第三十条　義務の免除

1　理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な事情若しくは緊急の事態又は不可抗力のため必要がある場合において、この協定に基づく加盟国の義務の履行が不可能であることに関する当該加盟国の説明に満足するときは、第十二条に規定する特別多数票による議決で、当該義務を免除することができる。

2　理事会は、1の規定に基づく加盟国の義務の免除に当たって、義務の免除の条件、期間及び理由を明示する。

第三十一条　苦情及び紛争

いずれの加盟国も、いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかった旨の苦情及びこの協定の解釈又は適用に関する紛争を理事会に提起することができる。当該苦情及び当該紛争に係る理事会の決定は、この協定の他の規定にかかわらずコンセンサス方式によって行われるものとし、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

第三十二条　特別の救済措置及び特別措置

1　開発途上国である加盟消費国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号（第四回会期）Ⅲ3及び4に定めるところにより適当な特別の救済措置をとることを検討する。

2　国際連合が定義する後発開発途上国に該当する加盟国は、理事会に対し、国際連合貿易開発会議決議第九十三号（第四回会期）Ⅲ4並びに千九百九十年代における後発開発途上国のためのパリ宣言及び行動計画56及び57に定めるところにより特別措置をとるよう申請することができる。

第三十三条　検討

理事会は、この協定の効力発生の後五年を経過した時にこの協定の実施状況（目的、資金供与の仕組み等）について評価を行うことができる。

第三十四条　無差別待遇

この協定のいかなる規定も、木材及び木材製品の国際貿易を制限し、又は禁止するための措置（特に、木材及び木材製品の輸入及び利用に関係するもの）をとることを認めるものではない。

第十章　最終規定

第三十五条　寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

第三十六条　署名、批准、受諾及び承認

1　この協定は、二千六年四月三日からこの協定の効力発生の日の後一箇月が経過するまで、国際連合本部において、千九百九十四年の国際熱帯木材協定を承継する協定の交渉のための国際連合会議に招請された政府による署名のために開放しておく。

2　1に規定する政府は、次のいずれかのことを行うことができる。

(a)　この協定に署名する際に、署名によってこの協定に拘束されることに同意する旨の宣言を行うこと（確定的な署名）。

(b)　この協定に署名した後、寄託者に批准書、受諾書又は承認書を寄託することによってこの協定を批准し、受諾し、又は承認すること。

3　署名及び批准、受諾若しくは承認、加入又は暫定的適用の通告に際し、第五条1に規定する欧州共同体又は政府間機関は、その適当な当局が行う宣言であって、この協定によって規律される事項に関する自己の権限の性質及び範囲を特定するものを寄託する。また、当該機関は、その権限について実質的な変更があった場合には、変更後の権限について寄託者に通報する。当該機関がこの協定によって規律されるすべての事項に関して排他的権限を有する旨の宣言を行う場合には、当該機関の構成国は、2、次条及び第三十八条の規定に基づく措置をとってはならず、また、第四十一条の規定に基づく措置をとるか、又は第三十八条の規定に基づく暫定的適用の通告を撤回する。

第三十七条　加入

1　この協定は、理事会の定める条件に基づく政府による加入のために開放しておく。この条件には、加入書の寄託の期限を含む。理事会は、この条件を寄託者に送付する。もっとも、理事会は、この条件に定める期限までに加入書を寄託することによって行う。

2　加入は、寄託者に加入書を寄託することによって行う。

第三十八条　暫定的適用の通告

この協定を批准し、受諾し、若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によって定められているが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従って効力を生ずる日から又はこの協定が既に効力を生じている場合には当該政府の特定する日からこの協定を自国の法令に従い暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。

第三十九条　効力発生

1　この協定は、付表Aに掲げるところにより総票数の六十パーセント以上を有する十二の生産国の政府及び二千五年の熱帯木材の世界の輸入量の六十パーセント以上を有する付表Bに掲げる十の消費国の政府が、第三十六条2又は第三十七条の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し、又は承認した場合には二千八年二月一日又はその後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。

2　この協定が二千八年二月一日に確定的に効力を生じなかった場合であっても、付表Aに掲げるところにより総票数の五十パーセント以上を有する十の生産国の政府及び二千五年の熱帯木材の世界の輸入量の五十パーセント以上を有する付表Bに掲げる七の消費国の政府が、同日又はその後の六箇月以内のいずれかの日までに、第三十六条2の規定に基づき、確定的に署名を行い、批准し、受諾し、若しくは承認し、又は前条の規定に基づきこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告したときは、二千八年二月一日又は当該その後の六箇月以内のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。

3　国際連合事務総長は、1又は2に定める効力発生の要件が二千八年九月一日までに満たされなかった場合には、第三十六条2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府が実行可能な最も早い時に会合し、この協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的に発効させるか又は確定的に発効させるかを決定するため、これらの政府を招集する。この協定をこれらの政府の間で暫定的に発効させることを決定した場合には、これらの政府は、事態を検討するため随時会合することができるものとし、この協定をこれらの政府の間で確定的に発効させるか否かを決定することができる。